参考)リスク管理債権の状況(平成15年3月期)

(単位:億円)

	機関数		貸出金	リスク管理債権					貸倒引当金	T 12 1101 1 7
					破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延 滞債権	貸出条件 緩和債権		個別貸倒 引当金
都市銀行		6	2,192,100	174,480	7,050	67,760	2,800	96,860	67,130	25,560
長期信用銀行		2	69,440	4,270	220	2,150	760	1,140	4,160	1,500
信託銀行		5	377,190	25,580	1,400	8,890	130	15,150	7,680	2,960
都銀·長信銀·信託計		13	2,638,740	204,330	8,670	78,810	3,690	113,160	78,970	30,020
(うち主要 11行)		(11)	(2,569,300)	(200,060)	(8,450)	(76,650)	(2,930)	(112,020)	(74,810)	(28,520)
地方銀行		64	1,354,950	104,230	9,170	57,900	1,030	36,130	34,550	22,350
第二地方銀行		53	429,130	38,230	4,470	21,670	210	11,880	11,980	8,290
地域銀行計		118	1,831,190	144,160	13,720	80,380	1,310	48,740	46,880	30,790
全国銀行計		131	4,469,930	348,490	22,390	159,190	5,000	161,900	125,850	60,810
ħ		589	1,265,560	108,270	13,740	63,090	920	30,530	33,310	24,880
	うち信用金庫	327	727,400	72,290	7,740	43,510	550	20,490	18,670	13,790
	うち信用組合	192	98,230	15,140	1,850	7,990	230	5,070	3,910	3,050
合計	(預金取扱金融機関)	720	5,735,480	456,760	36,130	222,280	5,920	192,430	159,160	85,690

- (注) 1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
 - 2.破綻公表済の金融機関を除く
 - 3. 延滞債権」とは、 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のもの」であり、 3カ月以上延滞債権」とは、 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、 破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。
 - 4.一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が7兆5,330億円である。
 - 5.主要 11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたものである。
 - 6.UFJ銀行の不良債権残高については、UFJストラテジックパートナー社への分割分を加えたもの。
 - 7.地域銀行計には埼玉りそな銀行を含める。